
研究

自治体広報写真の情報資源化に関する基礎的考察

A study of public relations photograph in local government for using the information resource

キーワード：

広報写真, 行政広報, オープンデータ, 文化情報資源

keyword：

Public relations photograph, Public relations, Open data, Cultural information resources

熊本県立大学 佐藤 忠文

Prefectural University of Kumamoto Tadafumi SATO

要 約

本研究では、自治体が広報活動で使用する広報写真について、情報資源化へ向けた課題を考察する。近年、オープンデータや文化情報資源に対する関心が高まるが、資源としての広報写真の現状はこれまで明らかにされていない。そこで本研究では、まず広報写真の性質を論じ、行政広報論の視点のもと広報写真家の言説に着目、そこから広報写真の共通構造を導出した。次に、それをもとに情報資源化の問題点について仮説を構築し、自治体に対し質問紙調査を行いその現状を明らかにした。最後に、調査結果をもとに課題を考察した。

研究の結果、広報写真は、効率的な内容理解と行動変容を促す創造的な視覚媒体と言え、広報目的の達成に向けて、確実性、共感性、倫理性、記録性からなる共通構造を持つと考えられた。そして質問紙調査から、①撮影・管理、②アーカイブ、③二次利用の状況が明らかになった。そのうえで、①の課題として、撮影量に対応可能な効率的なメタデータ管理方法と柔軟な権利処理手続きの開発、②の課題として、広報写真の文脈までを保存し管理の煩雑さに対応可能なアーカイブ構築、③の課題として、商用利用を含む利用促進へ向けた利用ルール等の整備が明らかになった。

本研究の成果は、主に3点である。従来の言説をまとめ広報写真理解のための理論を構築したこと、これまで明らかにされなかった広報写真の現状を一定明らかにしたこと、そこから情報資源化へ向けた

原稿受付：2019年6月25日

掲載決定：2019年10月25日

具体的な課題を明らかにしたことである。

Abstract

This study investigates about the public relations photograph that the local government uses in the public relations activity and clarifies the problem for using it for the information resource. In recent years, interest in open data and cultural information resources has increased, but the current state of it as information resource has not been clarified until now. Therefore, in this study, first investigates the theory of public relations photograph, focus on the discourse of public relations photographers under the viewpoint of government public relations theory, and finds out the common structure of it from them. Next, based on that, constructs hypothesis on the problem of information resource utilization, and make a questionnaire survey for the local government to clarify the current state of it. Finally, discusses the problem based on the survey results.

As results of investigations, it was suggested that public relations photograph is a creative visual medium that promotes efficient content understanding and changing behavior. And, from the questionnaire survey, it was clarified the current state of shooting and management, archives, and secondary usages. In conclusion, this study reveals from analysing them as the problem of shooting and management are the development of metadata management method and flexible right handling procedure, as the problem of archives is the construction of an archiving system that preserves the context of it, and as the problem of secondary usages are the maintenance of rules for promoting usage including commercial use.

1 はじめに

情報(化)社会とそのなかで育まれたフリーカルチャー(ドミニク, 2012)は、情報技術に支えられた創造性に対応する新たな資源を求めはじめた。近年「オープンデータ」や「文化情報資源」の名称で語られるこれらの資源は、疲弊する地域社会で課題解決の糸口を探す地方自治体にとって重要な意味を持ち始めている。

そのなかで本研究は、自治体が広報活動で使用する「広報写真」に着目した。一部自治体では広報写真をオープンデータとして公開したり、文化情報資源としてデジタルアーカイブに収録したりしているが、試行錯誤の段階にあり情報資源化の検討が今後一層求められる。

1.1 オープンデータ

オープンデータとは、端的には「自由に使えるデータ」(庄司, 2014)であり、オープングバメント推進の道具として、主に公的機関が保有するデータに権利処理を行い、機械可読性を高め民間に開放したものである。政府は2016年に官民データ活用推進基本法を定め、地方自治体はオープンデータが義務化された。しかしながら、国内でオープンデータを推進したのは、鯖江市や横浜市に代表される地方自治体側と言え(大向, 2013)、そのなかには画像データに注目し、広報写真を公開した自治体もある。

例えば、横浜市金沢区は2015年「金澤写真アルバム」⁽¹⁾を公開した。同サイトは区役所撮影の写真を公開するもので、区民から写真提供も受け付ける。また兵庫県宝塚市は、「宝塚市 写真データ」⁽²⁾として広報課保有の写真を公開した。加えて2016年、アイパブリッシング株式会社は写真オープンデータの公開支援サービス⁽³⁾を開始した。

1.2 文化情報資源

デジタル化した文化コンテンツや付随するメタ

データを文化情報資源と呼び、諸外国に比べた政策形成の遅れが指摘されてきた(柳・竹内・野末, 2003)。そのなかで「Europeana」⁽⁴⁾をはじめ欧米での巨大なデジタルアーカイブの成立は、にわかに関内関係者に衝撃を与え、2010年代に入り、それらを参考に文化情報資源の共有基盤の構築を目指す政策議論が進展した(後藤, 2014; 時実, 2015)。

その結果、2017年に政府は「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」及びガイドライン⁽⁵⁾を策定、2019年2月に分野型統合ポータル「ジャパンサーチ(試験版)」⁽⁶⁾を公開した。

このジャパンサーチはいわゆるポータルサイトであり、各デジタルアーカイブを連携したものであるが、国内にデジタルアーカイブが普及を始めた90年代半ば強い関心を示したのが地方自治体だった。地域振興を目的に開設されたそれらは、その後に運用を停止したものも多いが、各地域への普及は一定進むことになった。

自治体が運営するデジタルアーカイブには、広報写真が収録されるケースがある。例えば福井県文書館は2003年から広報写真の受け入れを開始し、「デジタルアーカイブ福井」⁽⁷⁾では一万点を超える広報写真が閲覧できる(井上, 2012)。また広報課自体が設置するケースもある。直近では2019年3月開設の「ヒョーゴアーカイブス」⁽⁸⁾があり、兵庫県広報戦略課が撮影した広報写真などおよそ250点の公開が開始された。

一般にデジタルアーカイブ資料の二次利用は、一定の許諾手続きを経た上で認められるが、近年そのオープンデータ化の動きが加速する。2014年に関連分野の有識者からなる文化資源戦略会議が提起した「アーカイブ立国宣言」(福井・吉見, 2014)がオープンデータ化を提案し、政府の政策議論でも同様の方向性が打ち出された⁽⁹⁾。具体的には、京都府立京都学・歴彩館(旧:京都府立総合資料館)の「東寺百合文書WEB」⁽¹⁰⁾や大阪市立図書館の取り組み(澤谷, 2018)などがある。

以上のことから、オープンデータと文化情報資源は接近しつつあるが、そのなかで広報写真に対しても今後関心が高まると予想できる。

1.3 用語の定義

1.3.1 広報写真

本研究が対象とする広報写真とは、自治体が広報活動のなかで撮影・収集及び管理してきた写真資料全般を意味する。自治体広報活動のなかで写真撮影は、主に広報紙制作を念頭にした基本的な業務の一つと考えられてきた(来栖, 1992)。そのうえで、写真を用いる場面は広報紙やグラフ誌の制作に限らず、マスコミ等へのパブリシティ活動、ホームページ及びSNS利用、時にフォトコンテストを実施するなど多岐にわたる。つまりそれらの広報活動を通し、自治体の広報部門は一定の写真資料を扱うと想定され、本研究ではそれらを指して広報写真とする。

1.3.2 情報資源化

文化経済学の視点から論じた後藤(2014)は、文化情報資源を「文化財・文化遺産等を含む、様々な文化活動とその結果をメディア化・デジタル化により情報資源化したもの」(p.22)と述べた。また図書館情報学の視点から論じた柳(2015)は、『様々な文化資源について、その情報資源としての側面に着目して(中略)「文化情報資源」を考えたい。』(p.353)とした。このなかで文化資源とは、従来の文化財概念では包含できない多様な文化的資料を「資源に変えて利活用すること、すなわち資源化の重視」(木下, 2004, p.8)の結果生まれた概念である。これらを総合すると情報資源化とは、デジタル化・メディア化という、いわゆる情報化の視点で文化的資料を資源利用する方策、またプロセスと考えられる。現在進展するオープンデータもここでは情報資源化の一手段と言える。広報写真の持つ文化的資料としての可能性⁽¹¹⁾を考えた場合、新たな資源として検討する

際もオープンデータ単独の視点ではなく、文化情報資源を含めた複眼的な視点から検討すべきと言えよう。

2 先行研究

広報写真の情報資源化を検討するにあたり、第一の問題は、広報写真の現状に関する基礎資料に欠ける点にある。つまり自治体広報を対象とした調査研究のなかで、広報写真に十分な関心が払われてきたとは言い難く、管見の限り広報写真に注目した調査等は見当たらない⁽¹²⁾。現状では、例えば「いったい何枚の広報写真が撮影されているのか?」といった基本的な問いにすら答えることが困難である。

一方で情報資源化の視点からは、広報紙のオープンデータ化に関する研究と実践が展開されてきた。本田(2014; 2016; 2017)は自治体広報紙のオープンデータ化支援サービスである「マイ広報紙」⁽¹³⁾を対象に、自治体の取り組み状況を分析、報告している。このサービスは、一般社団法人オープン・コーポレイツ・ジャパン(以降、OCJ)が2014年から運営するサービスである。マイ広報紙は、オープンデータ化した記事データを自社のウェブサイト上に掲載するだけでなく、コンテンツとして他社サービスへ配信する。

マイ広報紙は2018年時点で、利用自治体数が400を超えるなど大きな広がりを持っているが、主たる対象は記事データであり広報写真は原則取り扱わない⁽¹⁴⁾。この点に関し、OCJと公共コミュニケーション学会自治体広報紙オープンデータ研究会が実施した「自治体広報紙オープンデータに関するアンケート調査」(2015)では、広報紙オープンデータ化の課題として「写真やイラスト等の著作権のあるデータの取扱い」に最も多い68.1%の自治体が回答した(対象数: 912, 回収率: 59.4%)。また自由記述意見として、「写真、イラストなどはオープンデータ化できない」

「写真をネットで不特定多数に公開されることに不安を感じる」などが挙げられている。

以上のように、広報紙の記事データは既に情報資源化が進んでいるが、広報写真は遅れた状況にあると言える。では、なぜ広報写真の利用は困難かが問題となる。もちろん上述の調査結果にあるように、権利処理は目下の課題と考えられる。しかし、包括的に権利処理を課題と結論付けるだけでは解決に向けた具体的な議論に至り辛い。そのため広報写真の現状を多角的に調べ、具体的な課題を明らかにする必要がある。その際、前述した情報資源化の視点のもと、広報写真を単に自治体が保有する画像データと扱うのではなく、一つの文化的資料として、広報写真はどんな写真かという資料の性質を確認し、そこから現状を調査分析することが適切な手順と考えられる。

3 研究目的及び方法

本研究では広報写真の情報資源化にあたり、広報写真の性質と現状を調査し、情報資源化の課題を明らかにすることを目的とする。

研究方法は、まず性質に関して、行政広報論の視点から広報写真家達の言説に着目して導出を試みた。次に現状について、情報資源化と自治体広報の関係を整理したのち、前述の性質から情報資源化を阻む問題に対し一定の仮説を構築したうえで、自治体広報に対する質問紙調査を実施した。そして調査結果をもとに課題を考察した。

4 広報写真という写真

4.1 行政広報と写真

広報写真を理解するうえで、それがどういう役割を持ち、いかなる写真と捉えられてきたのかという視点は重要である。なぜなら具体的な目的を持った写真である広報写真は、その理解のもとに撮影され利用されてきたと考えられるからだ。

さて、我が国に広報概念をもたらしたのはGHQによる戦後統治とされてきた。その影響は急速に広がり、1955年までに各自治体は広報紙の発行体制等を整備していった（上野，2003）。そのなかで行政広報論が展開され始めるが、広報黎明期と言えるその時期に著作を発表したのが実務家の樋上亮一と社会学者の小山栄三である。

樋上（1952）は自治体広報を論じたその著書の中で、広報写真に触れた。樋上は広報の企画に、主題、対象、手段、時機、経費の5要素があるとし、写真は手段における視覚媒体の一つと扱われた。樋上は耳（聴覚媒体）との比較で、「複雑な事柄は耳よりも目」「効果を永続させるには目」（樋上，1952，p.87）とし、「理解を助ける有力な表現の手段は、なんといっても絵画であり写真です。」（前掲書，p.93）と述べた。そしてコピーライターの上村英の言葉「枚数の費用を原画にふりむけても、傑作主義の方が枚数の不足をカバーすることができる。」を紹介し、表現に絵画（や写真）を用いる場合の根本観念とした。つまりここで樋上は、複雑な事柄を「一日りよう然」（前掲書，p.93）に伝える効率的な視覚媒体として広報写真を捉えている。

樋上が行政広報の実務的な視点に基づいたのに対し、小山（1954）は理論的な視点から広報を論じた。そのなかで小山は、コミュニケーションの主要回路として新聞を扱うなかで写真に言及した。そこで写真は、文字より遥かに早く理解され、真実味を帯び、印象的で具体的かつ感傷的なもので、標題や説明を伴うことで効果的に用いられると考えられた。そして、特に報道写真に注目し、戦時における偽造写真を例に挙げながら「写真は単なる複製や粘土細工ではなくして、それは創造されるものである。」（小山，1954，p.270）と考え、写真の最高の目的は「視覚的な現実を最も鋭利な形態、最も観念の充実した形態に於て捕えること」（前掲書，p.270）とした。そのうえで報道写真は、「一つの意欲を持ち、一つの思想を持つ。

それは我々の行動を一定の軌道に誘い込むための社会的シグナルであり形象化された作者の意思である。」(前掲書, p.271)とする。

小山は、樋上が論じた写真の効率的な面を認めつつ、さらに撮影者(及び編集者)の創造性と作意により、相手の行動変容を促す点を重視したと考えられる。もちろんここで小山は、広報写真そのものを論じたわけではないが、報道写真と広報写真は同列に扱われる場合⁽¹⁵⁾があり、行政広報論における広報写真理解として、樋上に加え小山の論は注目に値する。二人の論をまとめれば広報写真とは、効率的な内容理解と行動変容を促す創造的な視覚媒体と言えよう。

4.2 広報写真という種類

前述した50年代の行政広報論に対し、60年代に入ると写真家自身による広報写真論が登場する。

東京パラリンピックのポスターを手掛け、戦中戦後における公共広告の第一人者として活躍した高橋春人(1962)は、広報写真を主題にした専門書を著した。高橋によると、昔は写真の役割は記事に対する挿絵のようなものだったが、今日の写真は「現象の実感を伝達する、ということに止まるものではなく、それ自体が紙面の視覚的な支柱」(高橋, 1962, p.32)であるとする。そのうえで報道写真、宣伝広告写真などと並び広報写真を挙げた。高橋は広報写真の制作過程は報道写真に近いと考え、特に公共的な視点のものが広報写真とする。そして「なんらかの事柄や状態を伝え、共通の意思を理解させ、ある場合は説得し、示唆し、そして共感を得ることを誘って当初の目的を容易ならしめようとすることである。」(前掲書, p.37)と考えた。さらに、広報写真がより個別になったものをPR写真とし「それを表現する写真の間口は非常に広いし、その題材の採りあげ方、選び方が主眼となる。」(前掲書, p.41)とした。

高橋の理解は、前述した50年代のそれとほぼ

同じと言え、この理解が関係者に通底していたことを確認⁽¹⁶⁾できる。そのうえで、高橋は他の写真と比較し、広報写真がどのような種類の写真か分類を試みたと言えよう。

この高橋の分類は、中身と同等に当時広報写真を他の写真と区別する必要が生じたという点で興味深い。高橋によれば、その頃広報写真に対する意識が盛んとなり、それらのコンクール作品もしばしば見受けられるようになった。しかし彼は、そこで普通の写真家が審査員に起用され造形上の批評が行われているが、広報写真は「知らせる」行為を通じて本来の目的を容易ならしめるための写真なのだから、技術的な視点は二義的なものに過ぎず、ある事柄に対する解釈や評価が先であると考えた(前掲書, p.24)。つまり高橋は、かかる状況は広報写真が他とどう違うか明確に理解されないからであり、解決には広報写真とは何かを定立すべきと考えたと言えよう。しかし、この広報写真を定立する試みは高橋のみで終わらなかった。

80年代に広報写真撮影のガイドブックをまとめた写真家の寺崎(1987)は、自治体広報紙に掲載された写真を広報写真とし、広報写真は風景写真やスポーツ写真に比べて守備範囲が非常に広いとした。そのうえで、「広報紙には、自治体や諸団体の広報という明確な目的があるため、報道写真的な広報写真、CM写真的な広報写真でなければ用をなさない。」(寺崎, 1987, p.11)と考え、それを独立した分野と捉える必要性を主張した。

また、同じく80年代にガイドブックを発表し広報関係のセミナー講師を務めた諸田(1984)も、目的別に分類を試みた。そして、広報担当者が写す写真は目的のための手段だから、まず正確にわかりやすい記録をつくるべきとした。

さて、これらの広報写真論で度々対置された「報道写真」とは、1930年代に名取洋之助が日本に紹介したフォト・ジャーナリズムに連なる写真と言えよう。名取は写真を言葉と同じくコミュニケーションのための記号と捉え、安易に美術品の如く

鑑賞する風潮を戒めた(名取, 1963)。対して「写真論」(Bourdieu, 1965)でLagneauは、隣接する写真として芸術写真と広告写真及び工業写真(記録および実用写真)を並べ、主に写真の真実性で区分し中間的な写真に広告写真を位置づけている。これらに前述の広報写真論を重ねると、報道写真と記録写真の中間的な領域に広告写真と区別された広報写真が構想されたと言えよう(図1)。

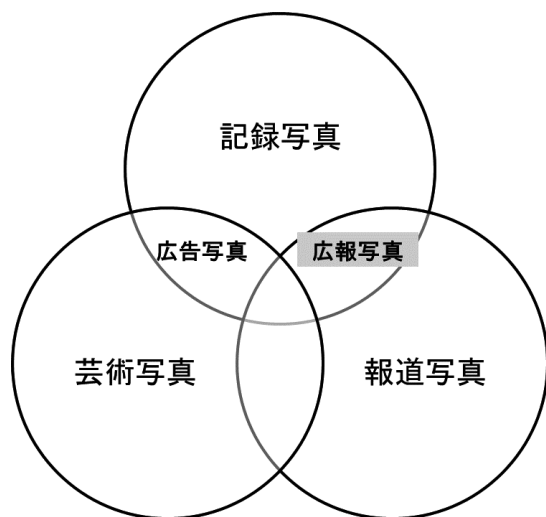


図1 広報写真の領域

この広報写真を定立する試みは、広報写真を非常に範囲の広い写真と考えつつも独立した一分野と理解した。そのため未だ確立されない中間的な領域にあって、当然に何が広報写真足り得るかの基準が求められた。

4.3 広報写真の基準

この広報写真に求められる基準について、3人の写真家はそれぞれ見解を表明している。

まず高橋(1962)は、実務では「撮る」より「使う」ことが重要だから、公衆へ知らせるという前提のもと「役に立つ写真」の選び方として5つの基準を示した。そのうえで広報写真は、それを通して人間及び社会を考えさせる「人間の記録」「人間社会の記録」であるべきとした(表1)。

表1 役に立つ写真の選び方

1. 表現の確実性	→ 人間・人間社会の記録
2. ダイナミックな構成	
3. 新鮮さや新しさ	
4. 人間的な温かみや面白み	
5. 公共社会に対する品位	

出典：高橋(1962)をもとに筆者作成

次に寺崎(1987)は、広報写真の条件として五原則(表2)を示した。このうち1から3は、写真そのものが具備しておく必要があり、4と5は送り手(編集者)に要求される条件とした。

表2 広報写真に求められる条件

1. 主張	何を訴えているかがはっきりしている。
2. 真実	騙すような誇張やウソがない。
3. 人間味	人間らしいあたたかみをもった表現で共感を呼ぶ。
4. 目的	送り手側の目的を果たし、受け手の利益を説明できる。
5. クレーム	予期せぬクレームを起こさない。特に不注意によるミス。

出典：寺崎(1987)をもとに筆者作成

そして諸田(1984)は、写真はその目的いかんによって価値が変わるとしたうえで、マス・コミュニケーションに利用される写真を前提に、よい写真の基準として5条件を示した(表3)。

表3 よい写真の基準

1. ヒューマンな感情に訴えるもの	感性的な訴求力の強さ
2. 内容的に的確に伝える	説明的な訴求力の強さ
3. ドラマチックな強さ	劇的な訴求力の強さ
4. 造形力のすぐれたもの	美的感覚
5. 主題が強く、副題となるものが表現を助けているもの	主題と副題がハッキリしていて不用のものがない

出典：諸田(1984)をもとに筆者作成

以上3者の見解を述べたが、これらに共通する部分に着目すれば、主張したい内容、説明したい内容がはっきりしているという表現の確実性（表1-1、表2-1、表3-2）と、人間味のあるあたたかな表現が生む共感性（表1-4、表2-3、表3-1）の2点を、特に広報写真の共通基準と挙げることができよう。また2者に共通する社会に対する品位を持ち、ウソのないこと、いわば倫理的な観点も重要と言える（表1-5、表2-2）。加えて、高橋が主張した記録としての側面は、前節で述べた諸田が記録を重視したことに重なり、同じく共通する観点と考えられる。いわば、確実性、共感性、倫理性、記録性という少なくとも4点が広報写真に求められる共通基準となる。

そしてこれらの基準から、50年代の広報写真理解の構造を導出できる。すなわち、確実性は効率的な内容理解を助け、共感性は行動変容を促すことに繋がる。加えて、倫理性が読み手の信頼感を損なわず、記録性が社会的重要性を示唆することで両者の役割が円滑に発揮されると考えられるからだ。これらをまとめると、広報目的の達成へ向けた広報写真の構造（図2）が描き出せる。

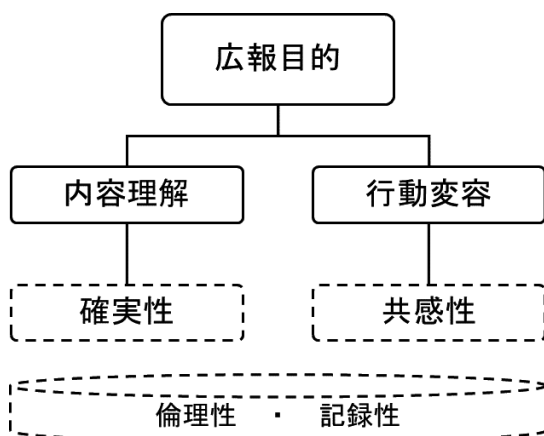


図2 広報写真の共通構造

5 情報化に対する行政広報

ここまで広報写真の性質を論じたが、広報写真の情報資源化の課題を考察するにあたり、行政広報が社会の情報化をどう受容し、情報資源化といかなる関係を持ち得るかは事前に検討すべき論点と言える。なぜなら情報社会の進展から新たに生じる情報資源化は、そもそも自治体広報の課題なのかがまず問題となるからだ。

さて60年代後半から70年代初頭にかけて、工業社会に続く社会のあり方として情報社会論が盛んに議論（中村・瀧口、2006）されたが、そのなかで行政広報の情報化も論じられ始める。例えば小山（1971）は、行政広報は行政機構の「情報システム」の一部に位置づけられるとし、住民に関する情報を意思決定の判断資料として提供すること、行政機関の意思を情報として住民に流すことをその基礎条件とした。そして行政広報の新使命は、これらを迅速に処理する「地域的データ・バンク」であると考えた。また加藤（1971）は、情報化社会での情報提供サービス機能の重要性を論じ「データ・バンク、インフォメーションセンターとしての役割」（加藤、1971、p.84）が今後地方自治体の新たな機能として要求されると予想した。

これらデータベース的な情報提供機能は、後に地域情報化政策が展開するなかで情報システムの形で一定実現したが、主には80年代に地方自治体が導入を始めた情報公開制度のなかに理論的に見出されていった¹⁷⁾。例えば当時、情報政策との関係で行政広報を論じた吉原（1986）は、行政機関が保有情報を外部公開する施策を「情報公開・情報提供施策」としたうえで、広報活動の位置付けを整理、確認した。そして、広報概念を従来の「広報による情報提供システム」に「行政手続きによる情報提供システム」（情報公開制度）を加えたものと一体的に規定している。

この一体化は、いわゆる「知る権利」への意識

の高まりを受けたものであると同時に、情報化という一種の社会変革を行政広報論が受容していった結果と言えよう。しかしながら、実際の制度運用（特に公文書開示）は広報以外の部署が担当することが多く、これらの一体化が実現したとは言い難かった（小池，2003）。

そして、90年代に入りインターネットが普及し始めると、自治体広報は新たなメディアであるホームページの運用を始め、中には電子会議室等を用いて住民とのコミュニケーション基盤構築に取り組むところが現れた（廣瀬，2003）。この試みはその後に登場するソーシャル・メディアへ引き継がれるが、2000年代に入りシティプロモーションへの注目が高まった結果、現在では地域経営とマーケティングの視点から、ソーシャル・メディアを用いたより戦略的なメディア活用（河井，2014）が求められている。

ここまで自治体広報による情報化の受容過程を概括した。これと情報資源化の関係を考えると、そこに情報化のなかで自治体広報に生じた二つの課題を見ることができる。一つは、理念的には広報に統合したが一体化に至っていないデータベース的な情報提供機能の実現である。また一つは、近年重要視されている戦略的なメディア活用である。河井（2014）は重要なメディア活用として「情報共有支援」を挙げ、情報の受信者を新たなメディアにする取り組みと説明した。そして「ソーシャルな情報発信をしたくなる、しやすくする仕組みが求められる。」（河井，2014，p.9）とする。つまりコンテンツを届けて終わりではなく、受信者がそれを二次利用できる仕組みが必要となる。広報写真の場合、コンテンツとして後者に関係するが、データとしての側面は前者にも関係する。

6 情報資源化を阻む問題点

以上、情報資源化と自治体広報の関係を整理したが、自治体広報にとり情報資源化は取り組むべ

き課題と言えよう。そこで、前述の性質から情報資源化を阻む問題を仮説的に検討し、以下3つの観点にまとめた。

（1）撮影・管理

仮説：メタデータが管理されていない。

広報写真は非常に対象範囲の広い写真と考えられてきた。さらに記録性が要求されるなか、必然的に撮影者は、多くを対象に広範囲を移動し、常にシャッターチャンスを伺う必要に迫られる。そのことから日常的な撮影枚数は相当数に上り、写真に加えてメタデータの管理は煩雑になると考えられる。これは権利処理の問題と相まって、情報資源化を困難にしている可能性がある。

（2）アーカイブ

仮説：使用した写真は廃棄されてしまう。

広報写真には記録性が求められ、実際に一部アーカイブの取り組みも存在する。しかし、あくまで広報活動のための合目的な写真であり、まずは確実な表現で効率的に内容理解を促すことが求められる。つまり、写真と広報内容は強い依存関係にあり、例えば広報紙面等を構成する広報素材利用が念頭にある場合、写真だけでは用をなさないと判断されかねない。その場合、個々の写真自体を保存し、さらに公開までする動機は少ないと想像できる。すなわち当初の目的に使用したのち、管理が煩雑となる過去の写真は廃棄される恐れがある。この場合も情報資源化は著しく制約を受けると言えよう。

（3）二次利用

仮説：主な利用先はメディアでの利用である。

広報写真には、行動変容を促す共感性を持ち、誇張やウソのない倫理性のある写真が求められた。しかし、写真のみでこれらの条件を満たすことは容易とは言い難い。Sontag（1977）が指摘したように、1970年代以降美術館が写真を採り入れたことが「（前略）あらゆる写真の任意性、主観性を強めているのである。」（訳書，p.164）。そのため両者を求めるならば、写真のよみ方が記

事内容やキャプション、構成に一層規定されなければならない。すなわち、当初の文脈と全く切り離した二次利用は難しいと懸念される。ここから単純な二次利用先として、各種メディアへの転用が考えられる。つまり類似の内容を報道する場合に広報写真を用いることは比較的容易と言えよう。これは自治体広報の立場からはパブリシティに近く、その意味で戦略的なメディア活用の点で興味深い。他方それ以外のニーズがあり得るかが問題となる。すなわち多様なニーズが無ければ、オープンデータのような積極的な検討には至り辛いからだ。

7 質問紙調査

7.1 調査対象

本研究では、広報写真に一定の基準が存在し、そこに共通構造があることを論じてきた。これは抽象的ないわば理念型としての広報写真の場合と言える。それに対して当然現実の広報写真には、同じ写真といえども広報写真としての幅が存在する。このことは、広報活動における写真の取り扱いの違いに影響されると考えられる。そのため調査では、理念型に近い取り扱いをする自治体を対象とすべきだが、その抽出方法は明らかではない。そこで本研究は、公益社団法人日本広報協会が実施する全国広報コンクールに着目した。同コンクールは広報写真部門（一枚写真部及び組み写真部）を擁し、毎年度全国の自治体を対象に入選自治体を選定する。同コンクールに投稿することは、ある程度広報写真の重要性を意識して写真を取り扱う自治体と推定され、本研究ではそれらを典型例として見るために有意抽出した。

7.2 調査方法及び回収率

本研究では、広報写真の現状について前述の仮説をもとに質問紙調査を実施⁽¹⁸⁾した。対象は、全国広報コンクール広報写真部門において2014

年度から2018年度の直近5か年度に入賞経験⁽¹⁹⁾のある85自治体を調査対象とした。調査期間は2018年12月18日から2019年1月25日までであり、各自治体の広報部門に質問紙を郵送し返送を依頼した。なお、調査結果の利用につき自治体名は非公表とした。その結果57自治体（回収率67%）から回答を得た。内訳は市が42自治体、町村が15自治体であった。

8 調査結果及び考察

8.1 撮影・管理

広報写真は非常に対象範囲の広い写真と考えられ、撮影・管理の煩雑さが予想された。図3は、本調査における月間撮影枚数と広報担当課で広報写真を撮影する職員数との関係図である。

撮影枚数の四分位範囲は600枚から3,000枚で、中央値は1,500枚であった。撮影枚数が撮影職員数に比例し増加する傾向は見られず（ $r=.234$, n.s.）、一人で数千枚撮影するケースや、1万枚撮影する自治体も存在した。これを年間になおすと、39自治体（68%）が毎年1万枚を超える写真を撮影、管理することになる。

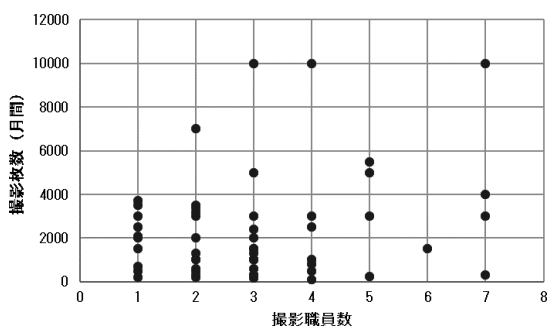


図3 撮影職員数及び撮影枚数

当然この撮影状況はメタデータの管理に影響を及ぼすと考えられる。図4は管理されているメタデータの状況である。日時の情報を除いて十分なメタデータが管理されているとは言い難い。特に

広報写真の場合、それが撮影・利用された文脈は重要な意味を持つと考えられる⁽²⁰⁾。しかし、文脈を説明するメタデータとして、「撮影場所」で3割以下、「掲載先」「被写体説明」では1割以下の自治体でしか管理されていない。

加えて自由記述には、複数人で膨大な枚数の写真を撮影するので管理作業が上手くできないといった意見や、一度の取材でかなりの枚数を撮るため、今後のためにどのくらい残すべきか分からず多めに残してしまうといった意見が挙げられた。

以上から、広報写真の情報資源化には膨大な量にのぼる写真の扱い、なかでもメタデータの管理方法に問題があると考えられる。

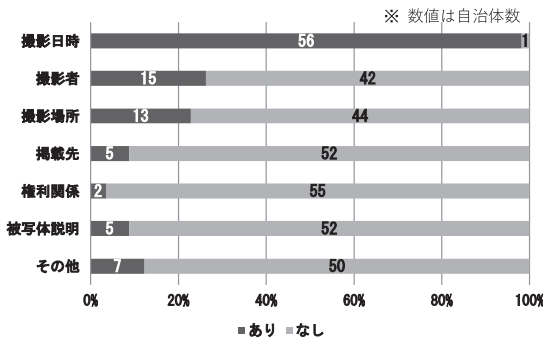


図4 メタデータの管理状況

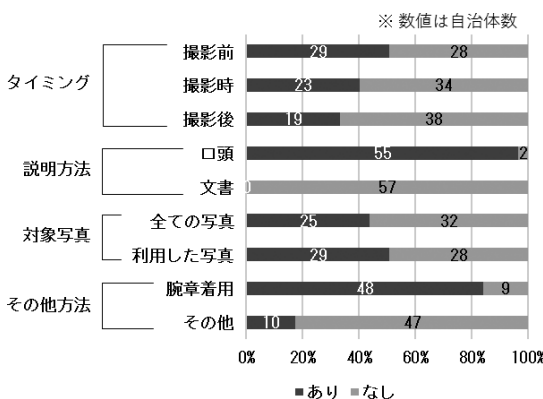


図5 権利処理方法

そのうえで、具体的な権利処理方法に関する調査結果が図5である。図5からは「撮影時」や「撮

影後」といった突発的な撮影に伴うと思しきタイミングでの権利処理が一定存在することに加え、文書ではなく口頭説明であるとわかる。また「全ての写真」を対象とする自治体が約4割存在し、仮にこれを担当者1名で、月に数千枚の撮影に対して実施しているとすると、相当煩雑な作業と言わざるを得ない。すなわち撮影・管理上の情報資源化の課題として、月間数千枚の撮影量に対応可能な効率的なメタデータ管理方法と柔軟な権利処理手続きの開発が必要と考えられる。

8.2 アーカイブ

図6は文書管理上の保存期間の調査結果である。今回およそ4割(22自治体)が永年保存と回答した。一方でそもそも規定がない自治体もおよそ2割5分(14自治体)存在していた。さらに保管方法は、「市内サーバー」が21自治体、「外付けHDD」や「担当者PC」等課内での管理が36自治体であった。

これに対して個別の広報写真を一般市民が閲覧できるよう公開する自治体は、「公開」が9自治体(16%)、「非公開」が24自治体、「個別検討」が24自治体と限定的だった。加えて、デジタルアーカイブ等の長期保存の仕組みは、42自治体(74%)が「未整備」とした。

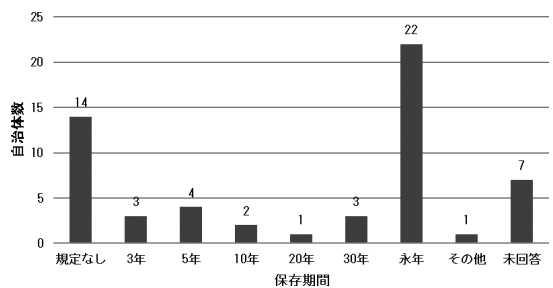


図6 広報写真の保存期間

以上の結果は、事前に立てた仮説に反し広報写真が必ずしも廃棄されるわけではないことを意味する。しかし、保管方法や公開状況からは積極的

な活用までを念頭に置く自治体は少数派と考えられる。

この点についてデジタル化前の写真（昭和以前に撮影された写真）の管理状況を尋ねたところ、「保管している」が28自治体（47%）で、そのうち「公開」は3自治体に留まった。未公開の理由は、「未整理」が16自治体（64%）と最も多く、「費用」12自治体（48%）、「権利不明」9自治体（36%）等を上回った。この結果からも将来の活用へ向けた計画的な保管というより、作為なく写真が“残っている”状況に近いと考えられる。前述したように広報写真は合目的で広報内容と密接な関係を持つ。その意味で広報写真の保存は、単に写真自体が残っていれば十分というわけではなく、広報写真が持つ文脈、すなわち写真が説明する広報内容、記録する社会的事象との関係性が保存されることが望ましい。

そこから情報資源化の課題としては、広報写真が持つ文脈までを保存したアーカイブ構築が挙げられる。その場合も、前節で述べた管理上の煩雑さに対応できる必要があると言えよう。

8.3 二次利用

二次利用に関して、まず普段から問い合わせがある自治体が44自治体（77%）となり、一定のニーズがあることがわかった。次にその問い合わせ件数の分布が図7である（1自治体が未回答）。ここから年間10件以下が35自治体（61%）と過半

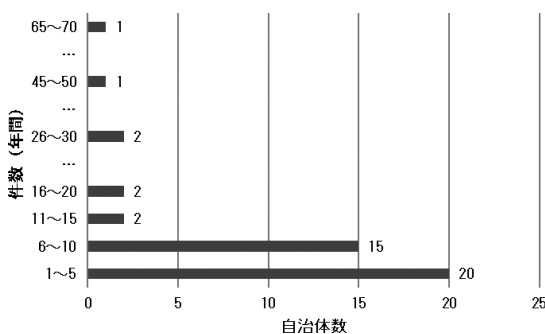


図7 二次利用の問い合わせ件数（年間）

数を占めるとわかるが、50件以上のケースも2自治体確認された。

そのうえで、図8はこれまで実績のある二次利用先の調査結果である（2自治体が未回答）。仮説のとおり、「書籍・雑誌・新聞」（43自治体、75%）での実績が多数の自治体であり、主な二次利用がメディアでの利用だとわかった。しかしながら「イベント展示」が一定数あることに加え、「商品パッケージ」や「アプリケーション」での利用も少数派ながら存在していた。

この結果からは、単純なメディア利用に限らないニーズの潜在が示唆される。特にアプリケーションは新たな利用法と言えよう。しかしながら、二次利用に何らかのルール（利用規約・ライセンス等）を定める自治体は11自治体（19%）に止まり、そのうち、オープンデータで推奨されるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを採用するのは1自治体のみで、そのほかは独自の利用ルールを設定していた。

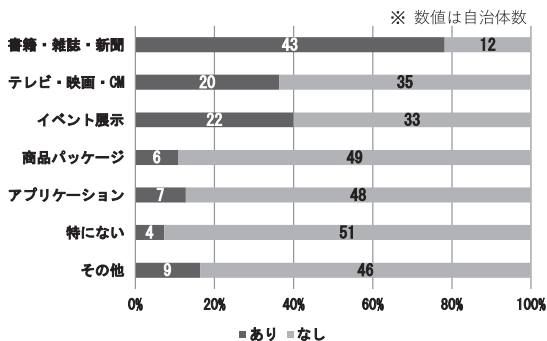


図8 二次利用先

以上、メディア利用を中心にした広報写真の二次利用実績が明らかになった。しかし、少数ながらメディア利用以外のニーズが存在することからは、情報資源化への可能性が示唆される。その際、ルールの策定は未知のニーズを掘り起こす意味で重要と言える。すなわち、ルールにより手続きが簡便になるのはもちろん、それ自体が積極的な活用を推奨するメッセージになり得るからだ。

以上のことから、二次利用における情報資源化の課題は利用促進へ向けた利用ルール等の整備と考えられるが、その際は商品パッケージをはじめとした商用利用も認めていくことが望ましいと考えられる。しかし、より自由度の高い利用ルールを検討するにあたり、本調査の自由記述意見において住民の顔写真に対する懸念が複数挙がったことに留意が必要である。これは先行研究で示された不安感に繋がると考えられる。当然、すべての広報写真を二次利用の対象とすべきかどうかは議論が必要な問題である。その線引きは、本研究の範囲を超えるため後考を俟つ必要があるが、どのような写真を対象とし逆に対象としないかは、いわゆる肖像権の問題ばかりでなく、被写体となった住民の感情に十分配慮し、利用ニーズとの間で検討されるべきと言えよう。

9 結論

本研究では広報写真の情報資源化の課題について、まず広報写真の性質を論じたうえで仮説を構築し、次に自治体に対する質問紙調査を実施、結果を考察することで課題を明らかにした。

その結果、3つの観点から情報資源化の課題が明らかになった。①撮影・管理に関する課題として、撮影量に対応可能な効率的なメタデータ管理方法と柔軟な権利処理手続きの開発、②アーカイブに関する課題として、広報写真の文脈までを保存し管理の煩雑さに対応可能なアーカイブ構築、③二次利用に関する課題として、商用利用を含む利用促進へ向けたルール等の整備である。このうち①メタデータ管理と権利処理手続き、②アーカイブ構築に関しては、これまでのデジタルアーカイブの実践・研究の知見が役立つと考えられる。また③ルール等の整備に関しては、オープンデータの知見が役立つと言えよう。つまり、自治体内でこれらに取り組む部署がある場合、連携を図ることがまずは肝要と言える。そのうえで、自治体

広報にとり ①及び②の解決はデータベース的な情報提供機能に、②及び③の解決は戦略的メディア活用の情報共有支援に繋がると考えられる。

かつて東京都の並木(1986)は、都の情報公開制度を報告するなかで従来とは異なるデータベース中心の「第3の広報」(並木, 1986, p.137)を提言した。それは、キャプテンシステムなどを念頭にしたものだったが、社会の情報化を前に自治体広報が変革を迫られたことが窺い知れる。しかしその後の急速な情報技術の進展は、自治体広報が扱うメディアを多様化・高度化したものの、根本的な改革に至ったかは疑わしい。行政広報の変容を論じた上野(2003)はその課題を挙げ、戦後の導入期は住民と行政との「関係」が重視されたが、以降は広聴より広報活動に偏重し誤解を招いたとする。そして、井手(1967)が広聴をインテリジェンス(情報収集)としたように、自治体でのコミュニケーションは単なるインフォメーションではなく、情報に対するフィードバックを含めて自治体と住民の「情報共有」を前提とした対話活動でなければならないとした。

この情報共有実現のために考えられたのがデータベース的な情報提供機能だったと言える。その意味で課題は未解決のままだが、さらに情報技術が浸透した現在、住民は情報の発信者となりまた創造者にもなり得るため、その対話にも創造性に基づく必要があると言えよう。かつて加藤(1971)は、情報化社会では「成し遂げる過程に積極的に参加すること、それ自体に」意義が認められると指摘したが、これは情報資源化に対しても示唆的である。このように考えれば、自治体広報にとって広報写真の情報資源化は、「住民との情報共有を前提とした創造的な対話活動」を実現する試金石のように捉えることができる。すなわち、アーカイブされたデータやコンテンツが公開され、それが創造的に二次利用されること、またその過程や結果がメディア化されることを通じて目的を達成する広報活動である。そのとき自治体広報にと

り自前のコンテンツである広報写真は、広報業務を創造的な対話活動に組み立て直すうえで、比較的試みやすい対象と考えられる。

最後に、本研究の限界と課題を述べる。本研究では理念型としての広報写真を論じ、導出した性質を仮定したうえで研究を進めた。この性質は検証されるべき理論の一つと言え、その意味で実際の広報写真がどのようなものかの実証的な調査研究が俟たれる。すなわちその結果により、本研究は反証される可能性がある。また本研究では、質問紙調査の限界から広報写真業務の詳細な実態までは捉えておらず課題が残る。例えば、自治体広報で情報資源化はこれまで意識されてきたとは言いがたい。そのためオープンデータ化を新たに図るような際に、かえって条件を満たさない写真が廃棄されるといった状況が生まれる可能性にも留意が必要である。今後参与観察等の質的な調査を踏まえ、実態に即して議論すべきと言えよう。

注

- (1) URL : <http://kzp.city.yokohama.lg.jp>
- (2) URL : <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1014984/index.html>
- (3) URL : <https://www.ipublishing.jp/open-data/opendata1/#a002>
- (4) URL : <https://www.europeana.eu/portal/en>
- (5) 知的財産戦略本部に設置された「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会」により、報告書「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」及びガイドライン「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」が策定。URL : https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html
- (6) URL : <https://jpsearch.go.jp/>
- (7) URL : <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/>
- (8) URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/archives/index.html>
- (9) 報告書「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」では、メタデータに関してはCC0で提供、サムネイル／プレビューやデジタルコンテンツもオープンデータ政策を踏まえ、公的機関が作成したものはオープン化を進める旨 (p.15) が記載された。
- (10) URL : <https://hyakugo.kyoto.jp/>
- (11) 例えばNye (1985) は、ゼネラル・エレクトリック社がパブリック・リレーションズ活動の過程で残した膨大な写真コレクションをもとに、写真研究による先駆的なアメリカ研究を展開した。そこで彼は「会社の巨大な写真ファイルこそ、多元的なゼネラル・エレクトリック社が並存している唯一の場所であった。」(訳書, pp.32-33) と述べている。
- (12) 関連した調査としては、千葉県が昭和45年から実施する「市町村広報広聴活動に関する調査」で、広報機器保有状況としてカメラ等の保有台数が調査されている。
- (13) URL : <https://mykoho.jp/>
- (14) マイ広報紙ホームページ (<https://mykoho.jp/>自治体の皆さまへ) では、マイ広報紙への掲載に関し、「写真やイラスト等、著作権のあるものは原則取り扱いません。」としたうえで、「写真やイラストの挿入等、掲載された記事の編集・追加については、自治体担当者側で行うことができます。」とし、管理システムが提供されている。
- (15) 例えば、報道カメラマンの奥田 (1990) は、「あらゆる写真は“ニュース写真、広報写真”となる。」(奥田, 1990, p. I - I) とし、両者を同列に解説する専門書を著した。同書は、新聞社の新人向けに書かれた原稿が市町村の広報担当者にコピーされ評判となり

上梓された経緯を持つ(奥田, 1990, p.3)。つまり写真撮影に関し、プロである報道カメラマンに学ぶことは当然の成り行きと言え、その意味でも広報写真が報道写真から受けた影響は大きいものと考えられる。

- (16) 来栖(1992)は、広報広聴課の実務をまとめ、その中で広報写真実務を概説した。来栖は、広報紙作成の留意点として、活字離れの現代社会でよく読まれる広報になるには、視覚に訴えた広報である必要があるとし、「百聞は一見にしかず」という写真の役割が大きくなるとする。来栖の視点は、90年代に入っても50年代以来の広報写真理解がある面ではほとんど変化していないことを示している。
- (17) 加藤(1971)は、公的機関が扱う情報は「住民コントロールという民主主義の要請からいっても、住民の要望によって公開されねばならない。」(前掲書, p.84)と指摘した。
- (18) 本調査は、公共コミュニケーション学会九州部会行政広報調査班が実施主体の「広報業務に関するアンケート」の一環として実施した。
- (19) 入選自治体は日本広報協会ホームページで公開されており調査上都合が良い。なお、写真部門の審査ポイント(「表現力」「技術力」「レイアウト、キャプションなど」と本研究が整理した広報写真の構造が一致しているわけではない点に留意が必要である。また直近5か年度としたのは、異動により担当者が変更され、広報写真に関する方針が転換する場合もあり得るため、あまりに過去の実績では参考にならないと判断したためである。
- (20) 二次利用を進めるべきと「思わない」と回答した理由に関し、「二次利用先の目的と写真の内容や被写体の意図が沿うものであるかどうかは、それぞれ個別に確認する必

要があるだろうと思われるため。」とした回答があった。これも広報写真が広報内容に依存する性質に関係したものと考えられる。

参考文献

- 一般社団法人オープンコーポレイツジャパン・公共コミュニケーション学会自治体広報紙オープンデータ化研究会(2015)『自治体広報紙オープンデータに関するアンケート調査 結果報告書』, <<https://mykoho.jp/自治体の皆さまへ/>> Accessed 2019, April 14.
- 井出嘉憲(1967)『行政広報論』勁草書房.
- 井上由紀恵(2012)「県広報写真の整理と利用」, 『福井県文書館研究紀要』9, pp.93-100.
- 上野征洋(2003)「行政広報の変容と展望 一理論と実践のはざままで」, 津金澤聡廣・佐藤卓己編『広報・広告・プロパガンダ 叢書 現代のメディアとジャーナリズム』6, ミネルヴァ書房, pp.120-146.
- 大向一輝(2013)「日本におけるオープンデータの進展と展望」, 『情報管理』56(7), pp.440-447.
- 奥田裕(1990)『報道・広報写真の撮影』理工学社.
- 加藤富子(1971)『行政広報管理』第一法規出版.
- 河井孝仁(2014)「シティプロモーションを成功に導く要素」『Joyo ARC』46(533), pp.4-9.
- 木下直之(2004)「文化資源学の現状と課題」, 『文化経済学』4(2), pp.5-13.
- 来栖紀雄(1992)『広報広聴課 市町村行政の実務と課題』ぎょうせい.
- 小池保夫(2003)「住民と広報・広聴・情報公開」, 田村紀雄編『地域メディアを学ぶ人のために』世界思想社, pp.99-118.
- 小山栄三(1954)『広報学』有斐閣.
- (1971)『行政広報概説』広報出版研究所.
- 後藤和子(2014)「文化情報資源政策の確立に向けて」, 『文化経済学』11(1), pp.18-26.

- 澤谷晃子 (2018) 「大阪市立図書館デジタルアーカイブのオープンデータの利活用促進に向けた取り組み」, 『カレントアウェアネス』 336, pp.5-8.
- 庄司昌彦 (2014) 「オープンデータの定義・目的・最新の課題」, 『智場#119 特集号 オープンデータ』国際大学グローバル・コミュニケーション・センター, pp.4-15.
- Sontag, S. (1977) ON PHOTOGRAPHY, Farrar, Straus and Giroux, New York. (スーザン・ソントグ著, 近藤耕人訳 (2018) 『写真論』 晶文社.)
- 高橋春人 (1962) 『写真広報の技術』医歯薬出版.
- 寺崎繁雄 (1987) 『広報写真ハンドブック』ダヴィッド社.
- 時実象一 (2015) 「欧州の文化遺産を統合する Europeana」, 『カレントアウェアネス』 326, pp.19-25.
- Nye, D. (1985) Image Worlds: Corporate Identity at General Electric, MIT Press, Cambridge. (デヴィッド・E・ナイ著, 山地秀俊・山地有喜子訳 (1997) 『写真イメージの世界』九州大学出版会.)
- 中村広幸・瀧口樹良 (2006) 「第2章 地域情報化政策は地域を変えたのか」, 丸田一・國領二郎・公文俊平編 『地域情報化 認識と設計』NTT出版, pp.33-64.
- 名取洋之助 (1963) 『写真の読みかた』岩波書店.
- 並木孝之 (1986) 「第3章 地域コミュニケーションと広報広聴の新展開 IV情報公開と広報システム—東京都の実践」, 兼子仁・堀部政男・石川甲子男・茶谷達雄・吉原弘治編 『広報広聴と情報政策』労働旬報社, pp.128-138.
- ドミニク・チェン (2012) 『フリーカルチャーをつくるためのガイドブック』フィルムアート社.
- 樋上亮一 (1952) 『自治体広報の理論と技術』世界書院.
- Bourdieu, P. (1965) Un art moyen—Essai sur les usages sociaux de la photographie—, les éditions de minuit, Paris. (ピエール・ブルデュエ監修, 山縣熙・山縣直子訳 (2013) 『写真論—その社会的効用』法政大学出版局.)
- 廣瀬克哉 (2003) 「自治体ホームページを検証する: 市民とのコミュニケーション機能は活かされているか」 『月刊自治研』 45(530), pp.26-52.
- 福井健策・吉見俊哉編 (2014) 『アーカイブ立国宣言』ポット出版.
- 本田正美 (2014) 「自治体広報紙オープンデータ実証実験に見る オープンデータ推進における技術上の課題」, 『情報知識学会誌』 24(2), pp.210-215.
- (2016) 「「マイ広報紙」とオープンデータの浸透」, 『研究報告情報システムと社会環境 (IS)』 2016-IS-136, pp.1-4.
- (2017) 「「マイ広報紙」の浸透に見るオープンデータの取り組みの広がり」, 『情報知識学会誌』 27(2), pp.144-149.
- 諸田森二 (1984) 『広報写真入門』ぎょうせい.
- 柳与志夫・竹内比呂也・野末俊比古 (2003) 「わが国における文化・知的情報資源政策形成に向けての基礎的考察」, 『文化経済学』 3(4), pp.27-42.
- 柳与志夫 (2015) 『文化情報資源と図書館経営』勁草書房.
- 吉原弘治 (1986) 「第1章 情報政策と広報広聴」, 兼子仁・堀部政男・石川甲子男・茶谷達雄・吉原弘治編 『広報広聴と情報政策』労働旬報社, pp.12-43.

付録

質問紙調査について本稿で論じた設問の一覧を付する。

設問	回答
平均して一ヶ月に撮影する枚数は、だいたいどのくらいですか？	___枚/1ヶ月
広報写真に関し、どのようなメタデータを管理していますか？（複数選択可）	撮影日時、撮影者、撮影場所（位置情報含む）、掲載先、権利関係、権利者の連絡先、被写体に関する説明書き、いずれも管理していない、その他
広報写真を撮影する場合に、権利者（被写体となる市民等）との間での権利処理は、主にどのような方法で実施していますか？	タイミング（撮影前、撮影時、撮影後）、説明方法（口頭、文書）、対象（撮影した全ての写真、広報紙等で利用した写真）、その他の方法（腕章等の着用による確認、その他）
公文書管理上の広報写真の保存期間は、何年ですか？	___年
個別の広報写真（紙面等の一部ではなく一枚の写真として）のデジタルデータを保管するにあたり、どのような方法を用いていますか？（複数選択可）	担当者のパソコン、課内のネットワークHDD（NAS）、外付けHDD、庁内のサーバー、フラッシュメモリー（SDカード等）、その他
個別の広報写真を、長期的に保存する仕組み（デジタルアーカイブ等）を整備していますか？	整備していない、広報専用のデジタルアーカイブを整備、図書館等のデジタルアーカイブを利用、検討中、その他
個別の広報写真に関し、一般市民が閲覧できるように公開（一部分で可）していますか？	公開している、公開していない、問い合わせに応じて個別に検討する
昭和以前に撮影された古い広報写真に関し、保管及び市民へ公開しているものはありますか？	保管している（公開、未公開）、保管していない
上記で「保管している」かつ「未公開」を選じた場合にお答えください。未公開の主な理由をお答えください。（複数選択可）	写真が未整理、権利関係が不明、情報の不足（撮影時期、撮影場所等）、公開（デジタル化等）に掛かる費用、公開の必要性が感じられない、その他
広報写真について、二次利用を進めるべきだと思いますか？	思う、思わない（理由を記述ください。）
広報写真の二次利用に関し、利用ルール（利用規約・ライセンス等）を定めていますか？	定めている、定めていない、検討中
上記で「定めている」を選じた場合にお答えください。それは、どのような内容ですか？（複数選択可）	クリエイティブコモンズ、パブリックドメイン（権利放棄した場合を含む）、政府標準利用規約、文化庁自由利用マーク、独自の利用ルール、その他
広報写真の二次利用に関し、普段から問い合わせはありますか？	ある（___件程度/年間）、ない
広報写真の二次利用に関し、これまでどのようなものがありましたか？	書籍・雑誌・新聞への掲載、テレビ・映画・CMでの放映、イベント（写真展含む）展示、商品パッケージでの利用、アプリケーションでの利用、特になし、その他
広報写真に関し、撮影・管理、アーカイブ、二次利用等で、感じている課題やご意見があれば自由にお書きください。	自由記述